

入札公告共通事項【事後審査型】

1 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 可児市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 入札参加申請期限の日から開札日までの期間に、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領(平成3年可児市訓令甲第2号。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止又は建設業法第28条の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- (6) 可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年可児市訓令甲第47号)に基づく指名停止措置を、当該工事の開札日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係ある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。
 - ①資本関係
以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。
 - ア親会社と子会社の関係にある場合
 - イ親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ②人的関係
以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (9) 建設業法に規定する許可業種のうち、入札公告において示す建設業の許可を受けて5年以上営業をしていること若しくは同等の実績があること。
- (10) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)ではないこと。
 - ア健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - イ厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ウ雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (11) 対象工事に建設業法第19条の2に基づく現場代理人を置くとともに、同法第26条の規定に従い、この工事に対応する主任技術者又は監理技術者を適切に施工現場に配置し、所定の工期内に安全に施工できること。ただし、現場代理人は主任技術者又は監理技術者と兼ねることができます。
- (12) 本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、本件の入札参加資格確認申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。
- (13) 監理技術者にあつては、入札公告において示す建設業の監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を受講した者であること【元請工事における下請金額合計が4千万円以上(建築一式工事にあつては6千万円以上)の場合のみ】。

2 入札参加資格確認の申請に関する事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書を持参提出してください。(郵送又はFAXによる送付は受け付けません。)
様式は、可茂衛生施設利用組合ホームページ(アドレス <http://www.kamoeisei.jp/>) からダウンロードして下さい。

- (2) 入札参加資格の確認については、申請時に行う基本的な事前確認と開札後に落札者を決定するために提出を求める入札参加資格要件確認書類に基づいて行う書類審査の2段階に分けて実施します。
- (3) 基本的な事前確認の結果については、電子メール又はFAXにより通知します。
- (4) 申請受付期間内に申請がない者又は基本的な事前確認の結果参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

3 設計図書等の閲覧、質疑応答

(1) 設計図書等の閲覧

入札公告及び入札関係書類により作成した入札説明書及び設計図書等は可茂衛生施設利用組合ホームページ（アドレス <http://www.kamoeisei.jp/>）から入札公告に示す期間内にダウンロードしてください。又は、設計図書(製本)の貸与を受けることができます。貸与については次のとおりです。

- ①貸与可能期間 平成29年5月15日午後1時から平成29年6月5日午後5時まで
- ②貸与場所 可茂衛生施設利用組合総務課
- ③貸与及び返却の受付時間 午前9時から午後5時まで（組合の休日は除く。）

(2) 質疑応答

設計図書等に関して質問がある場合は、可茂衛生施設利用組合ホームページから質疑書の様式をダウンロードし、入札公告に示す期限及び提出先に提出してください。

① 提出方法

電子メールにより提出してください（利用できない場合のみFAXを認めます。）。送信した場合は、電話により受信を確認してください。

② メールアドレス soumu@kamoeisei.jp

③ 質疑があった場合、その回答については、入札公告に別の方法を特に示さないときは、後日速やかに質問提出者のみに回答します。また、質疑の回答を可茂衛生施設利用組合ホームページに掲載する場合は、入札参加者は、質疑提出の有無にかかわらず、当該質疑回答を必ず閲覧してください。

4 入札手続等に関する事項

- (1) 入札書は、持参して提出してください。郵送又は電送は認めません。
- (2) 予定価格が事前公表の場合は、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。
- (3) 開札は、入札公告で定める日時及び場所において入札者又はその代理人の立会いのうえ行う。入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本組合職員が立ち会います。
- (4) 低入札価格調査基準価格（以下「基準価格」という。）を設けた場合、入札者が基準価格を下回った場合は、入札保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見聴取等の調査を行います。調査の結果、契約締結に至った場合、その落札者は低入札対応の専任技術者を1名追加配置するものとします。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行いません。また、失格判断基準や最低制限価格の適用工事において、その基準に該当した場合は調査を行わないで失格とします。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (6) 予定価格を事前に公表したものにあっては、再度入札を行いません。
- (7) 一度提出した入札書は、これを書換え、引替え又は撤回をすることはできません。
- (8) 工事費内訳書の提出
 - ① 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書について、紙方式により提出を求めます。
 - ② 様式は次のいずれかとします。
 - ア 設計図書（いわゆる金抜設計書）のうち、内訳書に単価、金額を記載したもの。
 - イ 独自様式のもの（原則として「費目・工種・施工名称など」は金抜設計書の項目により作成してください。）また、工事費内訳書には、日付（開札執行日）、契約番号、工事名、住所・商号又は名称・代表者氏名等を記載の上、可茂衛生施設利用組合管理者あてに入札書提出時に紙方式により提出してください。（押印を必ずしてください。）
- ③ 工事費内訳書の提出にあたっての注意事項
 - ア 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものですが、提出しない場合には入札を無効とします。
 - イ 入札に際して談合があると疑うに足る事実があった場合は、工事費内訳書を公正取引委員会及び警察に提出することがあります。

- ウ 提出された工事費内訳書の工事費内訳金額の計が入札金額と一致しない場合、又は工事費内訳書の内容に重大かつ明白な不備がある場合は、入札を無効とすることがあります。
- エ 工事費内訳金額の計を算出後、値引きにより入札価格と一致させることは不可とします。ただし、1万円未満の端数切捨てのための値引きは可とします。
- オ 提出された工事費内訳書は、返却しません。
- カ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではありません。
- キ 工事費内訳書は、入札書とともに持参して提出してください。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 可児市契約規則第5条第1項第2号の規定に基づき免除。
- (2) 契約保証金 落札者は、この工事の請負契約の締結に際しては、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければなりません。ただし、契約保証金に代わる担保としての有価証券等又は金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

6 入札の無効に関する事項

- (1) 本件入札公告に示した参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに次の各号の1に該当する入札は無効とします。
 - ① 入札保証金を免除した場合を除き、定められた額の入札保証金が納付されていないとき。
 - ② 入札書に記名押印のないとき、又は記載内容が明らかでないとき。
 - ③ 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。
 - ④ 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
 - ⑤ 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
 - ⑥ 入札に関し、連合等の不正行為があったとき。
 - ⑦ 工事費内訳書の提出を求めた場合で、同内訳書を提出しなかったとき。
 - ⑧ 入札書の金額が訂正してあるとき。
 - ⑨ その他、契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。
- (2) 本公告のほか、事後審査型条件付一般競争入札実施要領及び入札心得書等で規定する入札無効の条項に該当する場合。
- (3) 参加資格のあることを確認された者であっても、本公告及び個別公告において示した参加資格各項の資格を欠く入札参加希望者は、入札参加資格のない者とします。

7 入札参加資格の確認及び落札の決定

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）及び当該価格を発表し、落札の決定は保留します。

なお、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、当該同価の入札に係るくじを行って落札候補者を決定します。
- (2) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認します。
- (3) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとします。
 - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、その旨通知します。落札者以外の入札参加者については、入札の結果を一般の閲覧に供することをもって通知に代えるものとします。
 - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とします。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(2)の入札参加資格の確認を行い、以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返します。
- (4) (2)の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、アに規定する事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書等関係書類（以下「申請書類」という。）のうち個別公告において提出を求めた申請書類と イに規定する入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）のうち提出する申請書類に対応する確認資料をそれぞれ1部、開札日（(3)イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌日から起算して2日以内（組合の休日を除く。）に提出し、また確認のために必要な指示に従わなければならないとします。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候

補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(3)イの手続により落札者を決定します。

ア 申請書類

- ① 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書
- ② 工事の施工実績調書
- ③ 配置予定技術者等の資格及び工事経験調書

イ 確認資料

① 施工実績

個別公告に規定する施工実績をア②の工事の施行実績調書に記載してください。

なお、記載件数は代表的な工事1件以上で、同工事に係る契約書の写し、仕様書、設計書、図面等各種工事であることが確認できる書類を添付してください。

② 配置予定の技術者の資格

個別公告に規定する配置予定技術者の資格をア③の配置予定技術者等の資格及び工事経験調書に記載し、配置予定技術者の資格証明書の写しを添付してください。

また、配置予定技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付してください。

なお、入札日において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として他の工事に従事している者を当該工事の配置予定技術者として届け出ることにはできません。（ただし、着工までに現在従事している工事が終了する予定である場合を除く。）

ウ その他

- ① 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とします。
 - ② 契約担当者は、提出された申請書類及び確認資料を、参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しません。
 - ③ 提出された申請書類及び確認資料は返却しません。
 - ④ 提出後は、原則として申請書類及び確認資料の差し替え及び再提出は認めません。
- (5) (3)のイの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に入札参加資格不適合通知書を送付します。
 - (6) 落札候補者の入札価格が、低入札調査基準価格未満である場合は、(2)の入札参加資格の確認とあわせて、可児市低入札価格調査要領に定める調査を行います。
 - (7) (6)の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とします。
 - (8) (6)の調査にあたって、当該落札候補者は、調査のために必要な指示に従わない場合には、(7)に該当するものとし当該落札候補者を落札としないものとします。
 - (9) 入札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が指名停止措置要領に基づく指名停止措置の対象となった場合、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とします。
 - (10) 落札候補者の入札参加資格の確認及び落札決定は、原則として入札日の翌日から起算して5日以内（組合の休日を除く。）に、次順位者の場合、申請書類及び確認資料を提出した日の翌日から起算して2日以内（組合の休日を除く。）に行うものとします。ただし、低入札価格調査制度に基づく調査を実施する場合はこの限りではありません。
 - (11) 落札者を決定した場合は、直ちに落札者に対し通知するものとします。

8 契約締結に関する事項

- (1) 落札者が決定したときは、本組合の定める工事の請負契約書の取り交わしをするものとします。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとします。
- (2) 落札者が、特別の理由もなく落札者決定の日から1週間以内に契約を締結しない場合は、その落札を無効とします。
- (3) 可茂衛生施設利用組合議会の議決に付さなければならない建設工事は、落札後仮契約を締結し可茂衛生施設利用組合議会の議決後に本契約を締結します。

9 入札又は開札の延期又は中止

次の場合には、入札又は開札を延期又は中止することがあります。この場合において生じた損害は、入札者の負担とします。

- ・明らかに談合の事実が確認されたとき又は談合の疑いがあるとき。

10 談合行為に対する措置

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3及び同法第198条に規定する違反行為が認められた場合は、損害賠償金として請負金額の10分の2に相当する額を支払わなければなりません。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は、日本国通貨とします。
- (2) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- (3) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。

なお、この場合は原則として改めて公告をし入札を行うものとします。

- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、可茂衛生施設利用組合建設工事請負契約に係る指名停止措置要領に基づき指名停止措置となります。
- (5) 予定価格を超える金額で入札書を提出した場合、不誠実な行為として指名停止措置を行うことがあります。
- (6) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、当該工事の本契約締結の日までに、可茂衛生施設利用組合が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく指名停止措置を受けた時は、当該落札者と契約を締結しないものとします。また、契約後に当要綱に基づく指名停止措置を受けた場合は、原則契約を解除します。